

日本航空宇宙学会技術賞内規

平成 13 年 3 月 22 日制定 (244 理事会)

平成 11 年 5 月 15 日改定 (336 理事会)

平成 14 年 3 月 11 日改定 (363 理事会)

平成 19 年 6 月 8 日改定 (419 理事会)

平成 23 年 2 月 10 日改定 (454 理事会)

平成 24 年 7 月 13 日改定 (471 理事会)

令和 6 年 10 月 25 日改定 (634 理事会)

(目的)

第 1 条 この規程は、日本航空宇宙学会が航空・宇宙工学と航空宇宙産業の発展を奨励することを目的として行う技術の表彰に関する事項を定めるものである。

(名称)

第 2 条 この規程による表彰を日本航空宇宙学会技術賞という。

(資格)

第 3 条 技術賞の応募または被推薦資格は、本会会員（正会員、学生会員）とする。
ただし、対象が複数にして本会会員が主たる場合は、本会員以外の者を含むことを妨げない。

(対象)

第 4 条 技術賞の応募対象は、航空・宇宙工学に関し過去数年以内に完成した新技術で
①画期的な新製品の開発、製品の品質または性能の向上、あるいは設計生産技術の向上に寄与したもの、及び②飛行実証を伴う規模の大きな研究開発、困難な宇宙航行を伴うミッションを達成したプロジェクトなど、航空宇宙の発展に新境地を拓いたものとする。

(表彰)

第 5 条 表彰は、前条の規程に合格する技術に対して賞状とメダルの贈与をもって行うとともに学会誌で広報する。ただし共同研究の場合、賞状とメダルを贈る。

(選考)

第 6 条 受賞者の選考は、理事会により指名された選考委員長及び若干名の委員によって構成された選考委員会の発議により理事会が行う。選考委員は 2 年をこえて重任することはできない。候補者は選考委員になることはできない。

(贈与件数)

第 7 条 贈与件数は毎年第 4 条の①、②各々に対して 2 件以内とする。

(表彰の時期)

第 8 条 表彰は年会講演会において行う。

(募集)

第 9 条 募集に関しては、日本航空宇宙学会技術賞要項を公表するとともに、関係方面

に通知し候補を広く募集する。

(申請)

第10条 技術賞の応募は、各部門委員会による推薦及び一般からの推薦または本人からの申請による。